会計	繰越	検算	転記		
㊦	㊦	㊦	㊦	0	

第７号様式（第９条関係）
（その１）

平成 26 年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

収支報告書

（フリガナ）　オカシタセイケイケンキュウカイ

1　政治団体の名称　岡下政経研究会

2　主たる事務所の所在地　堺市中区深井沢町3301第2安田ビル202

3　代表者の氏名　岡下昌平

4　会計責任者の氏名　藤原良雄

事務担当者の氏名　高橋友子
（電話）　072-277-1114
（電話）
（電話）

受付
27.7.01
収支公開室
第　号

受付
27.6.-1
大阪府選挙管理委員会

「□」内には、該当するものに「☑」を記入すること。

政治団体の区分
- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
- ☑ 有
- ☐ 無

自由民主党大阪府第十七選挙区
公職の種類　衆議院議員（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名　岡下昌平

国会議員関係政治団体の区分
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　岡下昌平
公職の種類　衆議院議員（現・候）

資金管理団体の指定の期間

平成	年	月	日から	
平成	年	月	日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

		区分	団体コード	年分	異動	届出年月日	国会議員団体区分	解散年月日	告示用コード
				H		H		H	

2500

11238.0

収　支　の　状　況

（その２）

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額		2	032	015
（前年からの繰越額）			42	001
（本年の収入額）		1	990	014
支出総額		1	716	200
翌年への繰越額			315	815

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額				
員数				

(2)　寄附	金額												備考
ア　寄附（イを除く。）の区分	十億			百万				千			円		
(ア)　個人からの寄附				1	9	9	0	0	0	0			
（うち特定寄附）										0			
(イ)　法人その他の団体からの寄附										0			
(ウ)　政治団体からの寄附										0			
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）				1	9	9	0	0	0	0			
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）										0			
イ　政党匿名寄附										0			
合計（ア＋イ）				1	9	9	0	0	0	0			

（その６）

(6)　その他の収入　　（預金利子）

摘　　要	金　　額											備　　考	
				十億			百万			千		円	
この頁の小計											0		
1件10万円未満のもの										1	4		
合　　計										1	4		

(その7)

(7) 寄附の内訳													寄附者の区分	1. 個人 2. 法人その他の団体 3. 政治団体
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考						
木村朝日央			1	0	0	0	0	0	26.1.27	東京都武蔵野市御殿山1-7-39 コートハウス K5 301号	会社役員			
〃			1	0	0	0	0	0	26.2.25	〃	〃			
〃			1	0	0	0	0	0	26.3.25	〃	〃			
〃			1	0	0	0	0	0	26.4.25	〃	〃			
〃			1	0	0	0	0	0	26.5.23	〃	〃			
波岡有里				6	0	0	0	0	26.6.4	堺市北区百舌鳥赤畑町5-6-1	〃			
上田純				6	0	0	0	0	26.6.4	堺市美原区多治井156-1	〃			
木村朝日央			1	0	0	0	0	0	26.6.25	東京都武蔵野市御殿山1-7-39 コートハウス K5 301号	〃			
〃			1	0	0	0	0	0	26.7.25	〃	〃			
〃			1	0	0	0	0	0	26.8.25	〃	〃			
尾崎友弘				6	0	0	0	0	26.9.24	堺市東区引野町2-36-8	〃			
木村朝日央			1	0	0	0	0	0	26.9.25	東京都武蔵野市御殿山1-7-39 コートハウス K5 301号	〃			
〃			1	0	0	0	0	0	26.10.24	〃	〃			
〃			1	0	0	0	0	0	26.11.25	〃	〃			
〃			1	0	0	0	0	0	26.12.25	〃	〃			
この頁の小計		1	3	8	0	0	0	0						
その他の寄附				6	1	0	0	0						
合計		1	9	9	0	0	0	0						

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	16200	
小計	16200	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	0	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	
(ア機関紙誌の発行事業費)	0	
(イ宣伝事業費)	0	
(ウ政治資金パーティー開催事業費)	0	
(エその他の事業費)	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	17000000	
(6) その他の経費	0	
小計	17000000	
合計	17016200	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳											項目別区分 事務所費（手数料）			
支出の目的	金額 十億	百万	千	円							年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
手数料			1	6	2	0	0				26.6.17	岸本税理士事務所	大阪市東淀川区大隅1-2-8 エースマンション大隅ヒル102号	
この頁の小計			1	6	2	0	0							
その他の支出							0							
合計			1	6	2	0	0							

(その15)

(3) 政治活動費の内訳												項目別区分 寄附－政党交付金（寄附金）			
支出の目的	金額											年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
		十億		百万		千			円						
寄附金					6	0	0	0	0	0		26.5.13	自由民主党大阪府第十七選挙区支部	堺市中区深井沢町3161第二東雲ビル2階	
〃				1	1	0	0	0	0	0		26.11.24	〃	〃	
この頁の小計				1	7	0	0	0	0	0					
その他の支出										0					
合計				1	7	0	0	0	0	0					

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添　付　書　類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年5月29日

政治団体の名称　岡下政経研究会

会計責任者の氏名　藤原良友生　㊞

解散の場合のみ下欄を記入すること

（代表者の氏名　　㊞）

（備考）　1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 「（代表者の氏名）」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成27年5月29日

岡下政経研究会
代表　岡下　昌平　殿

登録政治資金監査人　岸本　幸
登　録　番　号　第　2762　号
研修終了年月日　平成21年7月17日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、岡下政経研究会の平成26年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）ついて、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、岡下政経研究会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

岡下政経研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、岡下政経研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上